

○財務省告示第百七十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年四月二十七日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（四十年）（第八  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
利回りを競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第II非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法

			七						六														
			イ			ロ			イ			ロ											
非	者	特	行	争	利	行	争	非	者	特	国	行	争	利	行	争	非	者	特	国	行	争	利
格	・	別	入	入	回	入	入	格	・	別	債	入	入	回	行	入	格	・	別	債	入	入	回
競	第	参	札	札	り	札	札	競	第	参	市	札	札	競	額	競	第	参	市	札	札	競	
II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	
			五	万	三			で	た	条	特	千	国	項	計	五	つ	定	う	額			
			百	円	千			五	利	第	一	四	債	の	に	億	い	に	ち	面			
			七		九			百	付	項	項	百	に	規	関	九	て	基	づ	金			
			十		百			十	国	の	の	十	つ	定	す	千	は	づ	財	額			
			七		十			億	債	規	規	一	い	に	る	八	、	き	政	で			
			億		二			円	に	定	定	億	は	基	法	百	額	発	法	三			
			五		億				つ	に	する	百	づ	き	律	七	面	行	第	千			
			千		六				い	に	る	十	、	発	第	十	万	し	利	四			
			五		百				、	基	法	万	額	行	四	円	で	付	第	百			
			百		三				額	き	律	十	金	し	十	、	千	五	国	九			
			十		十				面	発	第	万	額	た	六	特	五	債	十	七			
			万		三				金	行	十	で	利	利	一	会	十	に	規	億			
			円		三				額	し	六	付	付	一	十	十	に	規	円				

申込みの応募額を割り当てる。  
 各当てる。各  
 国の債市場特別参加者ごとの  
 り当てる。各  
 募限年度の範囲内に  
 各当てる。各  
 募限年度の範囲内に  
 各当てる。各

五百七十七億五千五百十万円  
 五百七十七億五千五百十万円  
 五百七十七億五千五百十万円

八 最 行 争  
額 低 入  
面 額 札  
金 面 發  
九 振 替 単 位  
十 一 發 行 行 日  
十 二 利 率  
十 三 の 経 過 利 子  
払 込 み

五 万 円

(一) 年 一 十 九 額 平 成 十 七 年 四 月 二 十 七 日  
一 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
に 加 え 、 次 の 算 者  
式 により 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込  
む も の と す る 。  
額 面 金 額 の 総 額  $\times \frac{14}{100} \times \frac{38}{365}$

$$\frac{額面金額の総額 \times 14}{100} \times \frac{38}{365}$$

(二) 發行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に

係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 徴 収 さ れ る  
も の と し て は 記 録 さ れ る の  
座 に 記 載 し た 前 記 金 額 に  
に つ い て は 前 記 金 額 一 五 乗  
よ り 算 出 し た 金 額 三 一 乗  
額 百 分 の 二 十 三 一 乗  
じ た 金 額 ( 一 ) の 法 則 に  
を 発 行 時 に お い て 取 得 者  
が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 者  
の 場 合 に は 前 記 ( 一 ) の 法 則  
よ り 算 出 し た 金 額 に 該 法 則  
住 者 又 は 外 国 人 者 受 居  
け る 所 得 税 の 率 を 乗 じ た 金

十四 初期利子

額)を控除することができる。

平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times 1.1$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成六十七年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十七年四月二十七日